

第4回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：12月11日（水）16：00～16：10

場 所：首相官邸3階南会議室

出席者：衛藤晟一内閣総理大臣補佐官（議長）、黒田武一郎内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）、古谷雅彦内閣官房副長官補付内閣参事官（財務担当）、佐々木裕介内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）、斉藤和重内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）、曾根健孝外務省北米局北米第一課長、古都賢一厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）、平野真哉厚生労働省社会・援護局援護課長、望月文明厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室長、辰己昌良防衛省大臣官房審議官、井上一徳防衛省大臣官房文書課長、竹中正二郎防衛省経理装備局施設整備課長（代理出席）

【滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針について】

- 事務局である厚生労働省より、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針（案）」として、
 - ・ 関係者の関心の高い滑走路地区（滑走路、誘導路、給油施設等）の遺骨収容について、高性能地中探査レーダの探査結果を踏まえ、
 - (1) 未探索の壕だけでなく、探索済みの壕についても再確認を行い、遺骨が確認された場合には、速やかに、その収容を行う
 - (2) 高性能地中探査レーダの反応箇所については、できる限り速やかに、その全てについて掘削を行い、遺骨が確認された場合には、速やかに、その収容を行う
 - (3) (1)及び(2)の掘削・遺骨収容については、厚生労働省において、防衛省の支援を得て行う
 - (4) (1)及び(2)の掘削・遺骨収容終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容を進めること、
 - ・ 硫黄島東部から西部の外周道路の掘削・遺骨収容についても、並行して実施すること、
 - ・ 詳細については、今後策定する「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」において具体化することを説明。
- 出席者からは特段の意見なく、原案のとおり了承された。